

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	28 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年2月まで

私の夫が会社を退職した平成7年6月ごろ、夫がA市役所で同年6月から8年2月までの夫婦二人の国民年金保険料の免除申請を行った。夫の納付記録は、その期間免除となっているのに私の納付記録が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職した平成7年6月ごろ、夫が市役所で夫婦二人の国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、申立人の夫は、同申請に基づく国民年金保険料免除申請承認通知書を所持しているほか、オンライン記録では同年6月から8年2月までの期間、免除となっている。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載されているA市在住時期に係る被保険者資格の取得日及び喪失日とオンライン記録に齟齬が生じていることから、適切な記録管理が行われていたとは認め難く、原則として世帯単位で取り扱う保険料の免除申請において、申立期間について申立人の夫は、免除となっている一方、申立人については未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から53年5月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和52年6月から53年5月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、納めたはずであり未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人②については、申立人は、昭和53年6月3日に国民年金の被保険者資格を任意で加入して以降、国民年金の被保険者期間は申立期間②を除きすべて国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間②は任意加入期間の3か月と短期間である上、その前後の期間の保険料は、現年度保険料として納付済みであることから納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和53年6月3日に国民年金の被保険者資格を任意で加入していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付はできない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続、保険料納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 43 年 12 月ごろに、国民年金の加入手続を行い、以来年金加入は義務であると認識し、すべて納付するつもりでいた。申立期間以外の年金記録の未納及び未加入期間については理由が分かっており納得しているが、申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった当時住んでいた A 区で国民年金の加入手続を行い、昭和 43 年 \* 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料を現年度で納付していることが国民年金手帳の記載から確認でき、申立人の年金制度の理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、A 区は昭和 45 年度に保険料納付を印紙検認方式から納付書方式へ変更しているが、申立人は昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月までの保険料を申立期間中の同年 5 月 30 日に納付書を使用して同区で過年度納付していることから、申立期間に係る昭和 45 年度の納付書も同区から申立人に送付されていたと考えられる。

さらに、申立人は就職のため B 市に転居する際、A 区で国民年金の手続を行い申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳に申立期間に係る被保険者の資格喪失日が記載されており、同区において資格喪失手続が行われていることから、申立人の主張どおり、同区で国民年金の届出を行ったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間以外の未納及び未加入期間（合計 9 か月）

については納付できなかった事情を具体的に記憶し、未納及び未加入期間であることを認めている。

なお、申立期間は8か月と短期間である上、未納期間、未加入期間及び申立期間を除き、残余の期間はすべて保険料を納付していることを踏まえ、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、重複して納付していたものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月  
② 昭和49年1月から50年3月まで  
③ 昭和50年7月

私は、昭和47年3月8日に会社を退職し同年4月\*日に結婚したが、婚姻届提出の際、町役場の職員から、同年3月から国民年金に加入するように言われ、その場で加入手続を行い申立期間①の国民年金保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②及び③については、国民年金保険料領収証書を照合した結果、重複して納付していたと思うので還付してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金の加入手続を行った当初の1か月と短期間であり、申立人の所持する国民年金手帳には、婚姻後の氏名、住所が記載され、また交付年月日昭和47年5月22日と記載されているところ、申立期間に係る被保険者資格（強制）の得喪が記載された上で同年4月\*日に任意で資格取得したことが記載されていることから、申立人の主張どおり、市町村が申立期間①の国民年金保険料の納付を教示した可能性がうかがえる。

また、国民年金の加入期間については、申立人は申立期間①を除きすべて保険料を納付しており、昭和47年4月からは付加保険料も納付を開始し

ていることを踏まえると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人の所持するA町発行の国民年金保険料領収書及びB市発行の国民年金保険料領収書により、申立期間②のうち昭和50年1月から同年3月までの保険料及び付加保険料が重複して納付されていることが確認できる。

加えて、特殊台帳には保険料を還付した記録は無く、社会保険事務所（当時）に申立期間②に係る還付整理簿等の資料が無いため、当該保険料が還付されたか否かは不明である。

一方、申立期間②のうち昭和49年1月から同年12月までの期間及び申立期間③については、申立人提出の国民年金手帳の印紙検認記録及び国民年金保険料領収書からは、保険料が重複して納付されていることは確認できず、ほかに申立期間②のうち昭和49年1月から同年12月までの期間及び申立期間③の保険料が重複納付されたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

また、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については重複して納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 53 年 4 月ごろ、母が国民年金に加入してくれ、国民年金保険料は母が両親の分と一緒に納付してくれていた。はじめのころは集金人が来ていたと聞いており、当時は 1 期 3 か月分だったが、納付を忘れた場合は 2 期 6 か月分を納付したはずである。1 期分だけを納付しないことはないと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の母も、保険料をすべて納付しており納付意識の高さが認められる上、申立人が主張する納付金額及び納付方法等は、申立期間当時、申立人が在住していた A 市における保険料の収納事務等と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2556

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年3月までの国民年金保険料については、学生免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年3月まで

私が20歳になったとき、A市役所で、母が国民年金の加入手続及び学生免除の申請手続を行ってくれたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者資格記録から、20歳になった平成8年\*月ごろ国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立期間は国民年金加入当初に学生免除の申請を行った期間であり、加入当初から未納とするのは不自然である上、申立人の免除申請を行ったとする申立人の母の申請の動機などの申述は具体的である。

さらに、申立期間当時、申立人の両親の厚生年金保険標準報酬月額から学生免除の適用となる所得基準内であったことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間以外に未納は無く、国民年金保険料の納付を始めた平成9年4月以降は現年度で保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年2月まで

私は、結婚後、国民年金に任意加入していたが、昭和53年か54年ごろ、区の広報で年金相談会が開かれるのを知り、老後の年金のことを聞きたかったが、子供が小さかったので夫が私の代わりに自転車で区役所本庁に行ってくれた。夫はそこで50代後半くらいの男性職員に相談をした際、未納になっていた期間は強制加入期間だから納付するよう言われたので、1万円か2万円くらい納付したが、領収書は後日、社会保険事務所（当時）に入金してから郵送すると言われた。領収書が送られてきたかどうかについては思い出せないが、確かに納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月に国民年金に任意加入し、申立期間後は国民年金の加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、納付当時の状況については、申立人は子供が小さかったので、申立人の夫が申立人の代わりに自転車で年金相談会に行ったなど具体的に申述しており、納付したとする金額も第3回特例納付制度で納付した場合の3か月分の特例納付保険料におおむね一致していることから、その主張に不自然さは見当たらない。

さらに、当時の申立人の夫の標準報酬額は高く、仕事も安定して特例納付できる環境にあり、申立期間も3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

私は、A市Bの納税組合に国民年金保険料を納めていたところ、A市役所から国民年金手帳を預かるとのことで、昭和46年11月29日に「国民年金手帳保管証」と交換されたが、その後、同市役所に預けた国民年金手帳とは異なるオレンジ色の年金手帳が送られてきた。

同市役所に預けた国民年金手帳には、申立期間を含めて検認印があったことを記憶しており、納付したことが記録されているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料はすべて納付済みであり、昭和59年7月から60歳になる平成19年\*月までは付加保険料も納付しているなど納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は18か月と比較的短期間である上、申立人が国民年金に加入したのは昭和46年11月であり、この時点で申立期間の保険料は過年度で納付することが可能であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年2月まで

私は、20歳になった昭和55年\*月当時、A専門学校の学生であり、56年3月に就職し厚生年金保険に加入した。申立期間の国民年金保険料を納付すれば、将来の年金額が増えるとB区C出張所D課から説明され、母を付き添いとし同年8月ごろ同出張所で55年\*月にさかのぼり国民年金の加入手続きを行い、その場で保険料を現金で納付した。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社に就職して厚生年金保険に加入した半年後の昭和56年8月ごろに、申立人の母を付き添いとして自宅から徒歩7分のB区C出張所で、20歳になった55年\*月にさかのぼり国民年金の加入手続きを行い、その場で国民年金保険料を現金で納付したと主張しているところ、B区のE係では、申立期間当時、4年制大学等の学生は、国民年金の任意加入対象者であったが、申立人が在籍していたA専門学校の学生は61年3月以前については強制加入対象者であったと回答している上、申立期間当時、同出張所では国民年金の加入手続き及び保険料の収納事務を行っていたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

また、申立人は強制加入対象者であることから、国民年金の加入手続きをしたとする昭和56年8月の時点で、さかのぼって国民年金に加入することができ、申立期間の保険料を納付することが可能であった上、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間当時の加入手続き及び保険料の納付状況を具体的に記憶していることから、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から58年3月まで  
② 昭和58年7月から同年12月まで

私が昭和47年\*月に20歳になったとき、母が国民年金の加入手続きをしてくれて、その後両親が家族の国民年金保険料を納付していた。

当時、両親が事業所を営んでおり、取引きしていたA信用組合B支店の職員が毎月集金に来ており、その集金人に両親が、税金等と合わせて保険料を納付していたので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続きをしてくれ、申立期間の国民年金保険料は両親が納付していたと主張しているところ、当時同居していた両親は国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、60歳までの保険料を完納しており、申立人の両親の納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②については、前後の期間は納付済みであり、申立期間②は6か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間②の保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和59年1月にC県D市に払い出された番号の一つであり、同時点において申立期間①の大半は時効により保険料が納付できない期間であり、申立期間①の一部は過年度納付によらなければ保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳は昭和 49 年 11 月以降に交付された様式であり、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けた記憶は無いと述べている上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする両親は既に亡くなっており、申立人は関与していないことから、加入手続及び納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に、同社C本社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年1月4日まで

私は、昭和31年11月から52年5月末までA社に継続して勤務したが、同社D出張所から同社E営業所に転勤となったときの1か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できないので、この期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の辞令及び永年勤続表彰状から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（厚生年金保険適用上は同社B営業所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立人は、昭和36年12月1日に同社E営業所長を命じられたものの、残務整理のため、同年12月中はD出張所に勤務し、37年1月3日又は4日にF（地名）を出発して、5日又は6日から同社E営業所に勤務した旨を具体的に述べていることから、同年1月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月の申立人のA社C本社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 2092

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和58年5月6日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和56年10月1日から58年5月6日までの標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和58年5月6日から同年6月3日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記訂正後の資格喪失日(昭和58年5月6日)を同年6月3日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から58年6月3日まで  
私は、昭和47年10月16日から60年3月31日までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社は、昭和58年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失届は、その約3か月後の同年5月6日に提

出されている上、56年10月定時決定の記録が30万円から20万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されており、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理及び標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の昭和58年5月6日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和56年10月から58年4月までは事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり30万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和58年5月6日から同年6月3日までに、雇用保険の加入記録、元同僚の証言及び給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者となっていた11名全員がB社の被保険者となっていることに加え、申立期間のうち、既にA社が適用事業所でなくなっている昭和58年5月当時の状況について、申立人は、「同じように仕事をしていたら、いつの間か、会社がA社からB社に名称変更していた。」と供述している上、複数の元同僚は、「申立人と一緒にC（地名）で従前と同じ仕事をしていた。」「自分は辞めた記憶も無いのにいったん被保険者資格を喪失したことになる。」とそれぞれ供述している。

さらに、A社からB社への異動日について、上記元同僚のうち1名は、「免許を受けた日が昭和58年6月3日だったので、同日に厚生年金保険の新規適用の届出をしたのではないか。」と供述していることから、A社は適用事業所でなくなった後、同日（B社の新規適用年月日）まで当時の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、昭和58年5月の標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る給与明細書から30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和58年5月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月5日

私は、A社から平成18年12月5日に賞与を支給され、支給控除項目一覧表（平成18年第2回12月分賞与）により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月5日に支給された賞与に係る支給控除項目一覧表（18年第2回12月賞与）から、申立人は、51万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 2094

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和62年6月にA社に入社し、同年10月1日に正社員として登用され、平成3年5月31日付けで退職した。国の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が退職日と同日になっているので、同年6月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に発行した退職証明書（平成3年6月6日付）の写し、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は当該事業所に平成3年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年4月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届等の資料を廃棄したことから不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、A社本社事務所）における資格取得日に係る記録を昭和46年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月2日から同年7月1日まで

昭和38年4月から平成12年5月までA社に勤務したが、昭和46年6月付けでA社C工場から同社B支社に転勤した際の同年6月の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社本社事務所から提出された人事台帳、回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社C工場から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和46年6月2日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったとし、申立期間に係る保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、41年3月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から42年9月までは3万円、同年10月から43年3月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から43年4月1日まで  
私は、昭和40年4月から平成12年7月まで継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保有する職務履歴書、D健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和43年4月1日にA社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社及び同年代の元同僚の同社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和41年3月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から42年9月までは3万円、同年10月から43年3月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和43年4月1日を資格喪失日として届け出た場合、申立期間に行われるべき事業主による健康保

険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が41年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年12月1日から14年7月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月10日及び同年12月10日については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年7月10日は53万2,000円、同年12月10日は43万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月1日から14年7月1日まで  
② 平成15年7月10日  
③ 平成15年12月10日

私は、A事務所における厚生年金保険の記録上、申立期間①の平成13年12月から14年6月までの標準報酬月額が22万円となっているが、その間、標準報酬月額26万円に対応する厚生年金保険料2万2,555円が控除されているので、当該標準報酬月額を26万円に訂正してほしい。また、申立期間②の15年7月10日付け賞与に係る標準賞与額は26万6,000円と記録されているが、標準賞与額53万2,000円に基づく保険料3万6,123円が控除されており、申立期間③の同年12月10日付け賞与に係る標準賞与額は28万3,000円と記録されているが、標準賞与額43万

3,000 円に基づく保険料 2 万 9,417 円が控除されているので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。証拠資料として、当該事業所発行の給与明細書に基づき作成した 14 年並びに 15 年分給与関係一覧表、当該事業所が発行した 14 年並びに 15 年分給与所得の源泉徴収票及び通常郵便貯金出納記録を提出する。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された平成 14 年分及び 15 年分の給与関係一覧表（給与明細書及び源泉徴収票に基づき申立人が作成）に記載されている「社会保険合計額」443,267 円（14 年分）及び 503,854 円（15 年分）は、A 事務所発行の申立人に係る 14 年及び 15 年の「給与所得の源泉徴収票」に記載されている「社会保険料等の金額」と一致することから、当該給与関係一覧表の記載内容に信憑性が認められるところ、申立期間①に関し、14 年分給与関係一覧表の同年 1 月から同年 7 月の「厚生年金」欄には、標準報酬月額 26 万円に対応する厚生年金保険料 22,555 円が控除された旨記載されていることが確認でき、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、源泉徴収票及び給与関係一覧表における保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の協力が得られず納付したことが確認できる関連資料が無いため不明であるが、源泉徴収票及び給与関係一覧表における保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された平成 15 年分給与関係一覧表の「7 月分」に隣接する「賞与」欄には、「支給額」532,120 円に対応する厚生年金保険料 36,123 円が控除された旨記載されている上、申立人から提出された通常郵便貯金出納記録には、15 年 7 月 9 日に当該事業所から「7 月分」と「賞与」の「差引支給額」の合計額 677,693 円

が振り込まれた旨記載されており、15年分給与関係一覧表の「12月分」に隣接する「賞与」欄には、「支給額」433,250円に対応する厚生年金保険料29,417円が控除された旨記載されている上、上記通常郵便貯金出納記録には、15年12月9日に当該事業所から「12月分」と「賞与」の「差引支給額」の合計額657,524円が振り込まれた旨記載されていることが確認でき、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②及び③の標準賞与額については、源泉徴収票及び給与関係一覧表における保険料控除額から、申立期間②については53万2,000円、申立期間③については43万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の協力が得られず納付したことが確認できる関連資料が無いため不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月1日から50年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を48年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月1日から50年2月1日まで  
② 昭和52年8月26日から同年10月1日まで

私は、C事業所（昭和52年8月に法人化）に48年2月1日に入社した。当時、C事業所は、厚生年金保険に加入していなかったため、親会社のA社で厚生年金保険に加入していたが、資格取得日が50年2月1日になっている。48年2月入社後、継続してD社に勤務しているため調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「C事業所に昭和48年2月に入社し、申立期間①及び②については、継続して勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所の事業主は、「申立人は申立期間①及び②について、当該事務所に勤務しており、その期間の給与も支払っている。」と証言していることから、申立人が申立期間①及び②において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①については、当該事業所の事業主は、「厚生年金保険については、C事業所の立ち上げに関係のあったA社で加入していた。」と証言しており、申立人と一緒にC事業所を立ち上げたという2名の元同僚は、A社で、それぞれ、昭和48年1月20日と同年3月9日に厚生

年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、A社の事業主は、「C事業所を立ち上げた当初の3名のA社における厚生年金保険の加入の取扱いについては、3名とも同様であり、厚生年金保険料については、C事業所が給与から控除し、社会保険事務所（当時）には、A社が納付を行っていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、上記元同僚の当該事業所における記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は納付したとしているが、社会保険事務所の記録における当該事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年2月から50年1月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出された昭和52年9月分の給与明細書及びD社の事業主照会回答から判断すると、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所はオンライン記録により、昭和52年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該事業所の商業登記簿では同年8月9日に法人登記されていることが確認できる。

また、申立人及びD社の事業主の供述から、申立期間②当時の当該事業所の常勤従業員数は5名未満であったと認められることから、当該事業所は申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、当該事業所の立ち上げ時の2名の元同僚も、申立人と同日でA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間②においては、厚生年金保険には未加入であることが確認できる。

加えて、申立人が提出した昭和52年9月分給与明細書の厚生年金保険料は、オンライン記録から確認できる同年9月の標準報酬月額により算定した保険料額と差額が生ずることから、同年9月分の保険料が控除されたことを示す資料とはなり得ない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 2099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年11月1日から33年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を32年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月11日から33年6月1日まで

私は、昭和32年9月11日から平成8年1月1日まで、継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における具体的な申立内容及び複数の元同僚の証言から、申立人は申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録では昭和32年11月1日に被保険者となっていることが確認でき、当該事業主は、「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言しており、同日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の元同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料及び当該月に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年11月1日から33年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保

険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和33年6月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日をオンライン記録どおりの届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年11月から33年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和32年9月11日から同年11月1日までの期間については、複数の元同僚の証言等から当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該期間における雇用保険の加入記録は無く、事業主の前述の証言等から、当該期間は厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間のうち、平成3年8月1日から6年11月1日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成6年11月1日から8年1月21日までの期間について、44万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から8年1月21日まで  
私の平成3年8月から7年12月までの標準報酬月額が、8万円と9万2,000円になっているが、この期間、実際は53万円と59万円の標準報酬月額に見合う給与を受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立人がA社に勤務していた期間のうち、平成3年8月から6年10月までは当初申立人が主張する53万円と記録されていたが、同年10月6日付けで、3年8月1日にさかのぼって、8万円に引き下げられていることが確認できる。  
また、事業主は、「当時、厚生年金保険料の滞納があったかもしれない。」と供述しており、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間当時におけるA社の取締役5名のうち、申立人を含む4名の標準報酬月額が遡及して減額訂正されている。

加えて、上記4名の減額訂正については、2年の時効を超えて減額されているが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役の役職にあったが、当該事業所の元事業主は、「申立人は、当該標準報酬月額を引き下げについて関与しておらず、当該事実は知らなかったはずだ。」と述べている上、元同僚は、「申立人は形式だけの取締役であったので、経営はもちろん、社会保険関係の事務には関与していなかった。」と述べていることから、当該事業所において、当該標準報酬月額の訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年10月6日付けで行われた遡及訂正処理は、実態に即したものととは考え難く、有効な記録訂正であるとは認められず、申立人の3年8月から6年10月までの標準報酬月額は53万円と訂正することが必要である。

2 一方、オンライン記録では、申立期間のうち、平成6年11月から7年12月までの期間については、申立人の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているところ、申立人は当該期間にかかる標準報酬月額の相違についても申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票の記録から、申立人は、当該期間において標準報酬月額44万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成6年11月から7年12月までの標準報酬月額については44万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年11月から7年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

私は、平成8年3月の短大卒業後、同年4月に就職した。入社後に、未納だった申立期間の国民年金保険料を納付するよう親に勧められたので、同年夏ごろに自分で国民年金の加入手続を行った。市役所の出張所から納付書を受け取り、銀行の窓口で未納分の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に就職してから、国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立期間当時は、国民年金の加入者には国民年金手帳記号番号が払い出されるが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記号番号」欄には手帳記号番号の記載は無い上、「国民年金の記録」欄には、厚生年金保険加入時の記号番号を基礎年金番号として、平成12年1月1日に初めて国民年金の被保険者となったことが確認できることから、就職した平成8年4月に加入手続を行ったとする申述と符合しない。

また、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2562

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に会社が倒産した後、国民健康保険に加入した際、国民年金も同時に切り替えた。申立期間の国民年金保険料の納付は、妻が私の分と一緒に銀行で納付していたので保険料の納付記録は妻と同じはずであり、未加入で未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月に国民健康保険に加入すると同時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張するところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に申立期間に係る資格記録の記載は無く、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年7月までの期間及び平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から46年7月まで  
② 平成2年3月

私は、共済年金を一時金で受給したので、その後は自分で国民年金保険料を納付しなければならないと思い、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

また、平成2年3月20日の退職後、速やかに国民年金の加入手続を行い、市役所に同年3月分の保険料として1万円を納付した。

これまで年金の加入期間が空かないように気をつけてきたので、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、共済組合員の資格を喪失した後、国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載された資格記録及びオンライン記録から申立期間①及び②について国民年金に加入した形跡は見当たらず、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2564

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年9月まで

私は平成9年2月に会社を退職する際、事務員から退職後の国民健康保険や国民年金の手続について説明を受けた。その後、転居先のA市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、同市役所においてそれぞれの保険料を納付したにもかかわらず、国民年金に未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、事務員から退職後の国民健康保険及び国民年金の手続について説明を聞いていたため、転居先のA市役所においてそれぞれの加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立期間は未加入となっており、保険料は制度上納付することができない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申述は曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

また、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、申立人に対して基礎年金番号が通知されていることから、平成9年3月以降において申立人が別の基礎年金番号で保険料を納付することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案 2565

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和52年3月に大学を卒業したと同時に家業を手伝うようになったため、父が国民年金の加入手続を行い、同年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月6日に社会保険事務所（当時）からA町（現在は、B市）に払い出された番号の一つであり、この時点で、申立期間のうち52年6月以前の期間は、特例納付によらなければ時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から63年3月まで

私の、昭和59年6月から63年3月までの国民年金保険料は、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ったはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日昭和59年6月12日」と記載があることから、この日に年金手帳が交付され申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は63年3月4日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されていること、及び同市の保存する国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月27日に行われており、この時点を基準にすると、申立期間のうち61年3月以前の期間は時効のため保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期が明確でなく、申立期間の納付状況が不鮮明である。

加えて、申立期間は46か月と長期間である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月  
② 平成元年 7 月から同年 11 月

私は、昭和 63 年 4 月ごろ会社を退職後、すぐに A 区役所で国民年金の加入手続を行い、月々の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人は平成 4 年 2 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、オンライン記録では申立期間に係る被保険者資格が同年 2 月 24 日に追加処理されていることから、申立期間は当初、未加入期間とされていたが、申立人が国民年金の資格をこの時点で過去にさかのぼって取得したことにより追加処理された際に発生した未納期間であり、同年 2 月の加入時点においては、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は会社を退職した昭和 63 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付したとする保険料額、納付方法及び納付場所等の記憶が曖昧であり具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年2月から63年3月まで

私が20歳になったとき、大学生だった私のために、父が国民年金の加入手続をA市役所（現在は、B市役所）で行ってくれた。国民年金に加入していた父の国民年金保険料と一緒に私の保険料も銀行で納付してくれたと聞いているのに、20歳になった昭和60年\*月から就職する前の63年3月までの国民年金が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている年金記号番号は、大学を卒業後、就職した事業所における厚生年金保険の加入時に付番された厚生年金保険の記号番号であり、国民年金手帳記号番号及び国民年金の被保険者資格取得等の記載は無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、年金手帳の受領についての記憶は明確でなく、申立期間は38か月間であるのに1年半位は納付していたと述べるなど、加入手続及び納付状況についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

私は、平成 3 年春ごろの新聞、テレビ等の報道で、学生は卒業後に国民年金の加入手続をしたのでは、年金を満額受給できないので 20 歳にさかのぼって追納できることを知り、母と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳にさかのぼって昭和 63 年 \* 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料を、B 課の窓口で一括納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市民センター（当時）で、平成 3 年春ごろ加入手続を行い、20 歳にさかのぼって昭和 63 年 \* 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、納付金額及び領収証書受領等について記憶していないため具体的な納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人は学生が強制加入対象となった平成 3 年 4 月 1 日に強制で資格を取得しており、申立人の所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」（資格取得日）とも一致していることから、申立期間は任意加入対象期間でさかのぼって資格を取得することができない期間であり、制度上、保険料の納付はできない期間である。

さらに、申立期間は 35 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2570

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年3月まで

A社を退職した後の期間である申立期間は、個人経営のB事業所で勤務しており、会社で国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料が給与から控除されていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする個人経営のB事業所も連絡先等が不明であるため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和42年4月10日に被保険者資格を強制で取得したことが記載されており、C市が保管する被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であったと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から昭和52年8月まで

私は、昭和49年4月にA社を退職後、20歳になってから国民年金の加入手続を行い、52年9月にB社に入社するまでの間、国民年金保険料を納付してきたはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年\*月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、56年6月ごろに払い出されたと推認でき、申立人の主張と相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、C市において申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等についての記憶が明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案 2572

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から11年6月まで

私が大学生であった平成11年6月ごろに、A市役所の職員が国民年金保険料の過去の未納分の納付勧奨にB市の実家を訪れ、過去2年分の保険料を納付できると勧められたので、申立期間の保険料は、母がC銀行D支店で20万から30万円ぐらを一括で納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の職員が実家を訪れ、過去2年分の国民年金保険料を納付できると勧められたので、その直後にA市役所から送付されてきた納付書により、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、A市では、申立期間当時、過年度保険料の納付勧奨、納付書作成及び送付は行っておらず、市の職員が納付勧奨にE県外の被保険者の実家を訪問することはなかったと回答しており、申立内容と相違している。

また、申立人の母は、申立人の保険料納付について申立期間の保険料を一括で納付した後は、定期的に遅れることなく保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立期間直後の平成11年7月から12年2月まで8か月分の保険料は、2年後の13年8月以降に毎月1か月分ずつ過年度納付されたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2573

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年5月まで

私は、昭和59年4月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。年金手帳には初めて国民年金の被保険者となった日が59年4月1日と記載され、国民年金の記録欄にA区の押印があり、自分から区役所に行き手続きを行ったことは明らかであることから、保険料を納付していたことは間違いなく、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和59年4月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が現在所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、平成4年5月ごろにA区で払い出されていることから、同時期に加入手続きを行ったことが推認でき、申立人の主張と相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2574 (事案 1347 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月まで

当初の年金記録確認千葉地方第三者委員会での判断後、新たな資料は見つからないが、ねんきん特別便に添付された「年金記録のお知らせ」に資格取得年月日と資格喪失年月日が記載されているとおり、確かに国民年金保険料を集金人に納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金に任意加入したのは昭和 45 年 5 月で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であること、及び申立人の主張に不自然さが認められることから、既に、当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、ねんきん特別便に添付された「年金記録のお知らせ」に資格取得年月日と資格喪失年月日が記載されていることを根拠に、申立期間に国民年金に加入して保険料を納付したと主張しているところ、当該欄は、国民年金に任意加入することは可能ではあるが、実際には、任意加入していない期間を合算対象期間として表しており、申立人が昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入したことを示す記載ではない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から49年12月まで

私は、厚生年金保険に加入している会社に就職する際に、母から国民年金保険料を納付しておいたからと国民年金手帳を渡されたので、保険料は納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及び手帳記号番号の払出日により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和50年8月ごろと推認でき、同時点で申立期間の過半にあたる48年6月以前の国民年金保険料は、特例納付によらなければ、時効により納付することができない。

また、申立期間に係るオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張する申立人の母は既に亡くなっているため、加入時期、納付場所、納付金額等の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から50年2月まで

私は、申立期間当時大学に在学中で、亡くなった父が私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた役場の集金人に国民年金保険料を納めていたので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中に当時居住していたとするA市において、申立人の父が国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、B区に対して平成4年4月22日に払い出された番号の一つであり、同時期、B区において加入手続を行っていることが確認でき、申立人の申述内容と相違している。

また、申立人が申立期間当時居住していたとするA市において、申立人の被保険者名簿が作成された形跡は見当たらないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっており、申立人は関与していないことから、加入手続及び納付実態が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から32年1月31日まで  
私は、昭和29年3月にA社B事業所に入社し、C（職種）及びD（職種）として32年1月末日に退職するまで勤務した。その間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の名称、場所、設備状況及び業務内容を具体的に記憶していることから、申立期間当時、A社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B事業所は、昭和32年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、34年6月16日に適用事業所でなくなっており、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、姓のみしか記憶していないことから、個人を特定できない上、適用事業所となつてからのA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚と同姓の者を確認できない。

さらに、申立人は、「当時、給与計算などの事務処理は、E県F市にあったA社本社で行っていた。」と供述しているところ、オンライン記録により、A社本社は、E県G市に所在し、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年3月1日まで  
私は、昭和27年3月に大学を中退し、同年4月にA社（現在は、B社）の子会社であるC社に入社した。申立期間が厚生年金保険被保険者になっていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚のうち11人は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる上、そのうちの6人は、「申立人の勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、C社に勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社及び当該事業所の親会社であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、D社（B社の人事、総務関係業務を請負）は、「C社に関する資料は全く残っておらず、A社の人事記録にも申立人の氏名は無い。」と回答していることから、申立期間当時の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 21 日から 18 年 8 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたときの平成 11 年 7 月から 18 年 7 月までの標準報酬月額が、給与支給額より少額になっている。当時、私の年俸は 800 万円であったが、同社は経営状態が悪かったので、社会保険事務所（当時）と相談して私の標準報酬月額を低くし、現在、そのために年金受給額が少額になっていると思うので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る平成 16 年及び 17 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人の標準報酬月額は、26 万円であり、16 年 9 月から 18 年 7 月までの標準報酬月額と一致している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の「標準報酬月額」欄には、「260 千円」と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人から提出された平成 11 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄には、「482,515 円」と記載され、当該事業所に勤務する前の会社で控除されていた社会保険料等の金額（246,665 円）と、標準報酬月額 30 万円で算出した場合の概算金額（232,650 円）とを合算した金額（479,315 円）とほぼ一致している上、15 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄には、375,752 円と記載され、標準報酬月額 26 万円で算出した場合の概算金額（375,752 円）と一致することから、当該事業所は、オンライン記録に登録されている標準報酬月額から算出した厚生年金保険料を給与から控除していたと認められる。



さらに、申立人に係る厚生年金保険の加入記録に不合理な処理は見られない上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2104 (事案 730 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 10 日から 38 年 10 月 11 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 26 日から 40 年 7 月 11 日まで  
③ 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 21 日まで

私は、前回の申立てに対し、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との結論を受け取ったが、申立期間についての脱退手当金を請求する書類を書いた覚えが無く、そのときはまだ脱退手当金を請求できるということすら知らなかったので、脱退手当金は絶対に受け取っていない。再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社における申立人の厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立期間に係る脱退手当金支給の3年9か月後に別の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されており、これについては申立人も受給したことを認めているところ、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、この2度目の請求時に当然申立期間の脱退手当金も併せて請求されるはずであり、そのような請求内容になっていないということは、申立期間の脱退手当金は既に支給されたものとして扱われ、2度目の脱退手当金の請求手続から除外されたと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2105

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 16 日から 39 年 4 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 25 日まで

私は、60 歳のとき社会保険事務所（当時）から、A 社及び B 社の 2 社において加入していた厚生年金保険については、脱退手当金が支給されているので年金額には算入されないとの説明を受けたが、受け取った覚えが無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給日以前のすべての厚生年金保険加入期間を基礎として支給されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 40 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで  
私の夫は、申立期間において、A社のB店及びC営業所に勤務しており、両事業所の身分証明書も所持している。両事業所で働いた期間が、厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたA社B店発行の身分証明書及び同社C営業所発行の認定書により、申立人は申立期間に、A社の指示に従い、D（職種）に従事していたことは推認できる。

しかし、上記身分証明書には、「A社の指示に従い、D（職種）を行う者であることを証明します。」との記載があるところ、同社は、「正社員であれば、社員証を所持し、「当社に在籍していることを証明します。」との記載があるはずである。」と供述している上、同社は、「正社員の在籍記録は永久保存しているが、申立人については記録が無い。」と供述していることから、申立人は、同社の正社員ではなかったと考えられる。

また、E健康保険組合は、「申立人の氏名、生年月日、所属でそれぞれ検索したが、申立人の健康保険の記録は無い。」と回答している。

さらに、A社は、「当時、B店という店舗は存在したが、F社に業務を委託していたので、申立人はそちらで勤務していたのではないか。」と供述しているところ、F社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、申立人の妻は、「当時の元同僚に「G」という姓の者がいたと

夫から聞いたことがある。」と供述しているところ、申立期間当時、A社C営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる3人のG姓の者に申立人の勤務実態について照会したが、3人とも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 26 日まで A 区の B 事業所において C (職種) の仕事をしていた。当時、同事業所において一緒に D (職種) として勤務していた夫は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録があるのに、私の記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 事業所に勤務していた当時の写真により、勤務時期は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が記憶している同僚も含め当時の複数の同僚は、「申立人の夫が当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び当該事業所の社会保険関係事務を担当していた事業主の妻も既に死亡している上、申立人の夫も、「申立人の雇用条件は分からない。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日まで勤務したが、申立期間の A 事業所（B 社 C 支店が継承）における厚生年金保険被保険者の記録が欠落していた。D 事業所で勤務した同期入社の方は、昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで厚生年金保険被保険者の記録があるので、私も同様に被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及び複数の元同僚の供述により、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録により、D 事業所に申立人と同期入社した元同僚は、申立期間に厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、A 事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 60 年 4 月 5 日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である上、当該事業所に 41 年 5 月 1 日に申立人と同期入社した元同僚は、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いことから、事業所ごとに厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、E 共済組合は、「当時から、臨時職員として、2 か月以上の予定で雇用された場合は、採用時から厚生年金保険に加入する取扱いとなっていたが、届出は事業主たる各事業主が行うことになっていた。各事業所の状況は把握しておらず、当時の関係文書等は保存されていない。」と回答している。

さらに、B 社 C 支店は、当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は、既に廃棄し

ていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 2109

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から24年5月1日まで

私は、昭和23年9月1日から平成7年9月29日までA社に勤務したが、そのうち同社B支店C営業所における申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落していた。これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された社員名簿により、昭和23年9月1日に入社し、63年9月30日に退職するまで、申立期間も含めて当該事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の記憶している元同僚6名のうち、所在の確認できた2名については、申立人を記憶していたが、申立期間中に一緒に勤務していたことは記憶に無く、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社B支店C営業所において、申立人と同様に昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している元同僚が33名確認できるところ、所在の確認できた3名のうちの1名は、「当時は1年以上の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間に係る賃金台帳等の資料は保管されていないことから、申立期間当時の雇用実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2110

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで  
私は、高校を卒業し、昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで A 社に勤務したが、すべての期間について厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は、履歴事項全部証明書によると、昭和 49 年 5 月 8 日に設立され、オンライン記録では、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、「B 高等学校（現在は、C 高等学校）の紹介で、当該事業所に就職した。」と供述しているが、C 高等学校は、「昭和 56 年以前の就職先の名簿は保存していない。」と回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認することはできない。

さらに、A 社の事業主及びその妻は、既に亡くなっており、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚等への調査をすることができず、申立期間当時の勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2111

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 39 年 3 月 1 日からA社（B社が継承）に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間において、厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の昭和 39 年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「39. 3入社」と記載されていること及び同年 3 月 21 日付けの給与支給に係る辞令により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「厚生年金保険料は当月控除であった。」と回答しているところ、申立人から提出された昭和 39 年 3 月分の給与支払明細書から厚生年金保険料は控除されておらず、同年 4 月分の給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が同期入社したとして氏名を挙げた元同僚及び元同僚が同期入社した者として氏名を挙げた複数の元同僚は、厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の昭和 39 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、昭和 39 年 4 月分の給与支払明細書から失業保険料が控除されており、雇用保険の加入記録により、同年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2112

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 26 日から 36 年 6 月 1 日まで  
私は、A社を辞めた後、すぐにB社に就職しC（作業）をしていた。  
昭和 35 年 1 月 26 日から 36 年 6 月 1 日までの 17 か月間に退職したことはない。私は次の仕事が決まっていない状態で退職したことはないので、申立期間の年金記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 35 年 4 月から住み込みで働いていたとする元同僚（厚生年金保険の加入は同年 9 月 1 日）は、「申立人は 36 年 1 月ごろから同年 10 月ごろまでB社で勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間のうち同年 1 月から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を有する 17 人のうち、所在が確認できた 8 人に申立人の勤務実態について照会したところ、複数の元同僚は、「当時、B社では、入社後、試用期間（見習い期間）があり、その期間中は社会保険に加入させていなかったと思う。試用期間中は私も厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所は、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させず、一定期間経過後に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、事業主は、「申立期間当時の社会保険の届出及び厚生年金保険料の控除に関する資料は無い。」と供述していることから、申立期間当時の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2113

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 43 年 3 月まで

私は、A社を退社後の昭和 42 年 11 月から 43 年 3 月まで、B社に勤務し、同年 4 月から学校に入学するために退社した。短い期間であったが、申立期間において、厚生年金保険被保険者の記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名の記載があること、及び申立人が当時の勤務内容を具体的に供述していることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「3か月の見習い期間を過ぎても健康保険証が交付されないことから、B社の処遇に不信感をもったことが、退社した理由の一つであったように記憶している。」としているところ、元同僚（事業主の妻）は、「当時、試用期間は3か月ぐらいあり、その後、厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

また、B社を継承しているC社は、「当社の設立は昭和 48 年 3 月であり、B社に関する当時の資料は無い。」と供述していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である。

さらに、当該事業所の被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2114

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 56 年 10 月 31 日まで  
私は、A社に昭和 54 年 6 月 1 日から 56 年 10 月 31 日まで継続して勤務したが、そのうち、申立期間の約 2 年間は、厚生年金保険の加入記録が無いことになっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げたA社の元部長は、「申立人は昭和 54 年 6 月ごろに入社し、半年ほどで退職したと思う。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した複数の元同僚は、いずれも「申立人を覚えていない。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 54 年 11 月 30 日に当該事業所を離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等は存在しないことから、申立期間当時の勤務実態は不明である。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和 54 年 12 月から 56 年 3 月までの期間は未納、同年 4 月から 62 年 3 月までの期間は申請免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年から 27 年まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C工場に勤めていたが、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間と一緒に勤務したと主張している複数の元同僚は、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者の記録が無く、いずれも既に死亡しており、当該事業所は事業所規模が数千人と大きいことから、同僚を特定することができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、B社の勤労厚生業務を請負っているD社は、「申立てどおりの資格取得の届け出がなされたかは、当時の資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2116

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月ごろから26年12月ごろまで  
私の夫は、A社に勤務する以前の昭和24年6月ごろから26年12月ごろまでB事業所（現在は、C事業所）に勤務していたと言っていたのに、厚生年金保険被保険者の記録が無いので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B事業所は昭和40年7月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人の妻は、「申立期間は結婚する前の期間であり、夫の勤務状況及び当時の同僚の氏名については分からない。」と供述していることから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、C事業所は、「申立期間当時の資料については保存期限を経過しており、保存していない。」と回答していることから、申立期間当時の勤務実態については不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 20 日まで  
私は、昭和 38 年 3 月に専門学校を卒業後、同年 4 月から A 事業所（現在は、B 事業所）において 42 年 3 月に結婚を契機に退職するまで勤務していたのに、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間については当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所に適用事業所になる前から勤務していた複数の元同僚は、いずれも当該事業所が新規に適用事業所となった昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 事業所の事業主は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月ごろから同年 10 月ごろまで  
② 昭和 31 年 2 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、昭和 29 年から 31 年まで、毎年 2 月ごろから 10 月ごろまで、A 社（現在は、B 社）C 工場に季節工として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、加入記録があるのは 29 年のみであり、30 年及び 31 年の記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名及び当該元同僚のうち 1 名が記憶していた A 社 C 工場の元社員の供述並びに申立人及び当該元同僚のうちの 1 名が保有する写真（昭和 31 年 10 月に当該事業所の元同僚と撮影）により、申立人が申立期間において当該事業所に季節工として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記元同僚 2 名及び当該事業所の元社員は、いずれも申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の加入記録が無く、昭和 34 年 1 月 21 日に被保険者の資格を取得している上記元社員は、「30 年以降も、毎年臨時社員である季節工として勤務し、34 年 1 月に正社員として採用された。30 年から 33 年の勤務時に厚生年金保険に加入していないことはねんきん特別便で知った。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①の前年の昭和 29 年 1 月から同年 3 月までに季節工として雇用されたと思われる短期間加入者 134 名が記載されているが、申立期間においては、30 年に 2 名のみが記載されていることが確認できる。

さらに、B 社は、「申立期間に係る申立人の就労事実を証明できる資料

が存在しないため、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格の届出を行ったか、厚生年金保険料を納付したか不明である。また、季節工に係る厚生年金保険の適用指針を示す資料についても存在しない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 22 年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 2 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、昭和 40 年 2 月から同年 10 月まで A 区 B に所在する C 社に勤務して、D (職種) をしていた。私の厚生年金保険被保険者の記録から同社に勤務していた期間が抜けているので調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚の氏名が C 社に係る厚生年金保険被保険者の記録により確認できること、及び申立人の申立期間における具体的な供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している別の元同僚には、オンライン記録により、C 社に係る厚生年金保険の加入記録が無い上、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する申立期間当時の複数の元同僚に聴取を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録において、C 社に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2120

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 5 日から 38 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 6 月 18 日から 42 年 12 月 26 日まで  
③ 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 15 日まで

私は、A社（現在は、B社）、C社（現在は、D社）、E社（現在は、F社）の順序で勤務した。年金記録では、F社を退職後に脱退手当金を受け取っているとなっているが、私はD社を退職後に脱退手当金を受け取ったのであり、F社の退職後には、脱退手当金を受け取っていない。納得できないので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③のF社から提出された社会保険被保険者名簿において申立人の欄に「45年4月30日 脱退手当請求」の記載が認められることを踏まえると事業主が申立人の委任に基づき代理請求を行った可能性が高いものと考えられる上、社会保険事務所（当時）における申立期間③当時の脱退手当金支給事務においては、脱退手当金を支給した場合、当該請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間③のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する表示があるとともに、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和45年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

がえない。

さらに、申立人は申立期間②のD社を退職後に脱退手当金を受け取ったと主張しているが、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する表示は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月21日から37年3月5日まで

私は、昭和36年9月20日にA社を退職し、翌日21日からB社で勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が37年3月5日になっている。入社年月日が36年9月21日と記入されたB社の在籍証明書を所持しており、同年9月21日から開店準備のため夜遅くまで働いていたのに、その期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保有していた申立人の昭和36年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において同年11月及び12月の厚生年金保険料の控除額欄は空白となっていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は「申立人は、B社C営業所D店開店のために入社し、当初よりB社C営業所D店で勤務したと思われる。」「B社とB社C営業所D店は、本社と支店の関係である。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人はB社C営業所D店で厚生年金保険被保険者として資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は「支店の従業員の社会保険手続や届出は各支店で行っていた。」と回答しており、B社C営業所D店は、昭和37年2月に開業し、厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録で同年3月であることが確認でき、申立期間において当該事業所は適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、B社C営業所D店で申立人と同日で厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の元同僚のうち2名はそれぞれ「入社は昭和37年1月である。」と述べており、オンライン記録によると、申立人と同様に資格取得日直前に2か月の未加入期間が存在することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 4 月まで  
② 昭和 41 年 1 月から同年 9 月まで

私は、A社に昭和 39 年 8 月から 40 年 4 月まで、その後、B社に 41 年 1 月から同年 9 月まで勤めており、厚生年金保険に加入していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の同僚及び事業主の証言から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所において申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち4名から申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得たが、そのうち1名は、「申立人は短期間しかいなかった。」と供述している。

また、申立期間①当時の事業主は、「申立期間①当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人から厚生年金保険料を控除していたかどうかわからない。」と供述しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間②については、当時の同僚の証言から、勤務時期は特定できないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立期間②当時役員であった元事業主の妻へ照会したが、「申立人が申立期間に勤務していた記憶は無く、賃金台帳等の保険料の控除を示す関連資料は既に廃棄しているため一切保存されていない。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により当該事業所において申立期間②に厚生年金保険被保険者の資格を取得した8名のうち、所在の確認できた5名に照会したところ、そのうち申立人を記憶していた1名は、「申立人はC（職種）をやっていた。」と供述するのみで、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における勤務状況及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月31日から41年2月1日まで  
② 昭和53年4月1日から55年5月1日まで

私は、A社に昭和26年から41年2月1日まで在籍しており、また、B社に、53年4月から55年4月末まで在籍していたので厚生年金保険の加入記録はあるはずである。B社での在籍については、記憶がはっきりしないので、B社で厚生年金保険の加入記録が無い場合は、その親会社のC社には記録が残っているはずであり、私の年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、当時の同僚は、「勤務期間は明確ではないが、申立期間のころA社に勤務していたことを記憶している。」と回答していることから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間を特定することができない。

しかしながら、当該事業所の商業登記簿は閉鎖後20年以上経過しているため保存されておらず、当時の役員の氏名が不明であることから、聞き取り調査等行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態等について証言を得ることはできない。

また、オンライン記録により、申立人のほかに当該事業所において被保険者記録を有する者を4人確認したが、所在が不明であり、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、申立人と同時期に当該事業所から別会社に転職した元同僚は、「当該事業所における厚生年金保険の適用状況については、不明である。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認す

ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「B社に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社は、「申立人がD（職種）担当の取締役として勤務していたことは確認できるものの、当社は厚生年金保険に加入しておらず、申立人から保険料の徴収をしていなかった。」と回答している。

さらに、C社は、「申立人が当社に在籍していたことはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2124

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 2 月 18 日

私は、転職する際は次の職場を決めていたので、勤務期間に空白はなく、昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 2 月 18 日の間の A 社における厚生年金保険被保険者の記録が無いことは、到底納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 2 月 18 日の期間について A 社において継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた 3 人の元同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する者のうち、所在の確認できた 6 人の元同僚に照会したが、申立人を記憶しているものの、当該事業所における申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに当時のことを知る者もないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における事業主により厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 44 年 5 月 27 日まで

私は、昭和 42 年 2 月から 44 年 5 月 27 日まで A 社に勤務したが、私と同じ B（職種）担当の社員だった実弟や、私より後から入社した社員、私の紹介で入社した社員には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における業務内容の具体的な供述や元同僚などの証言から、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、44 年 5 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日以降については適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、元事業主の妻は、「私は、事業にはかかわっておらず、当該事業所の資料は保管されていない。」と供述しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A 社において厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚を把握し、申立人の勤務実態について照会したが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年ごろから54年ごろまで

私は、昭和49年ごろから54年ごろにかけて、勤務した順番は不明瞭であるが、A社、B社あるいはC社及びD社の3社にそれぞれ1年ぐらい勤務していたのに厚生年金保険被保険者の記録が抜けていることは納得できない。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 A社については、オンライン記録によると、昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の人事記録や届出関係の書類は処分しているため、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できず、申立期間において、事業主により保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 B社あるいはC社については、オンライン記録によると、申立期間当時、E県内で当該事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、申立人のB社あるいはC社における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は当該事業所の所在地について、「F線沿線にあり、駅から少し歩いた場所だった。」という記憶のみであり、申立人の当該事業所に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間において、事業主により保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 D社については、オンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所の名称で、申立人が勤務したと主張するG県H市又はI市に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、商業登記においても同名称及び類似名称の事業所を確認することができない。

また、申立人は事業所名についての記憶が不鮮明であり、「D社という名称とは違うかもしれない。」とも供述している。

さらに、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間において各事業所からの保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 33 年 8 月まで  
② 昭和 33 年 10 月から 35 年 10 月まで  
③ 昭和 39 年 4 月から 40 年 4 月まで

私は、昭和 31 年 4 月から 40 年 4 月まで A 社に住み込みで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①から③まで、A社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は、昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当時の同僚は、「申立人が住み込みで勤務していたことは記憶しているが、退職した日までは分からない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 33 年 10 月 1 日に資格を喪失した後、当該事業所で 35 年 11 月 1 日に別の厚生年金保険手帳記号番号で資格を再取得していることが確認でき、被保険者名簿の記載に不合理な点は見当たらない。

加えて、申立期間③については、事業主から提出された申立人の所得税源泉徴収簿には、申立人は昭和 39 年 4 月 20 日に同社を退職したと記載されている。

その上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、

「申立期間当時の関係する書類は保管されていないので、当時の申立人の勤務実態等は不明である。」と供述しており、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 4 月から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月 16 日まで A 社に勤務し、その次に同年 4 月ごろから 32 年 7 月 21 日まで B 社の C 事業所に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「A社に昭和 30 年 4 月から勤務していた。」と主張している。

しかし、事業主は「昭和 46 年に発生した火災により、申立期間当時の従業員に係る資料を焼失したため、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の同僚として申立人が氏名を挙げた 6 名に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち 2 名から回答が得られたが、「申立人のことは記憶していない。」としており、申立期間における申立人の勤務実態は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により保険料を控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「B社のC事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が当該事業所に入社する以前から勤務していたとする元同僚として申立人が氏名を挙げた者のうち、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できた 2 名も、申立人と同日に被保険者の資格

を取得していることが確認でき、当該同僚は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況、保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、事業主は「申立期間において、申立人からの保険料控除の有無については、不明である。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社から提出された被保険者名簿に申立人の氏名はあるが、被保険者の資格を取得した日は、昭和31年9月1日になっている上、申立期間に健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。